

徳島県留置施設視察委員会について

□ 設置の趣旨

徳島県留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)は、平成19年6月1日に施行された「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置施設の運用状況について透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するため、法曹関係者、医療関係者等部外の第三者からなる機関として、徳島県警察本部に設置されています。

□ 委員会の組織

- ◇ 委員会は、委員の4人で組織されています。
- ◇ 委員は、徳島県公安委員会が任命し、非常勤の地方公務員になります。
- ◇ 任期は1年で、再任も可能です。

□ 委員会の権限など

- ◇ 留置施設を視察し、運営に関して留置業務管理者^(注)に意見を述べるができます。
- ◇ 視察に際し必要があると認めるときは、留置業務管理者に対し、委員による被留置者との面接の実施について協力を求めることができます。

(注) 警察署留置施設の場合は警察署長、本部留置施設の場合は留置管理課長

□ 委員会の活動状況

令和5年度中は4回の会議を開催するとともに、県下の5つの留置施設を視察しました。

□ 委員会の意見等の公表

委員会が述べた意見及びこれを受けて留置業務管理者が講じた措置の内容については、次年度にホームページでその概要を公表します。

委員会の意見及び留置業務管理者の取組状況（令和5年度）

- 令和5年度の委員会の意見及び留置業務管理者の取組状況等
次頁のとおりです。

令和5年度の委員会の意見及び留置業務管理者の取組状況等

委員会の意見	留置業務管理者の取組状況
<p>1 視察対象施設の設備等に対する意見</p> <hr/> <p>○ 留置施設内の室温が居室の場所によって差があることは仕方がないが、毛布等の要望があれば、適切に対応していただきたい。</p>	<p>○健康面を配慮し、毛布の貸し出し要望があれば、留置業務管理者の判断で許可しています。</p>
<p>2 視察対象施設の環境衛生・健康に対する意見</p> <hr/> <p>○ 被留置者の収容実績がない警察署でも、清掃が行き届いて整理整頓されており、常に使用できるように備えていることが伝わりました。</p> <p>○ 処方薬について、食後や洗面時等、被留置者ごとに投薬時間が異なることから、適切な投薬を心掛けてほしい。</p>	<p>○引き続き、非常施設でも、適正な環境整備に努めています。</p> <p>○担当者間での二重チェックや引き継ぎを徹底するなどして、適切な投薬に努めています。</p>
<p>3 視察対象施設の処遇・規律・便益に対する意見</p> <hr/> <p>○【質疑】食物アレルギーを持った被留置者への対応について教えて欲しい。</p> <p>○ 被留置者への対応のほか、施設管理等、相当大変な業務を担当されていることを改めて感じました。</p>	<p>○収容時の聞き取り調査により、アレルギーの有無を把握し、納入業者に対策済みの食事を手配しています。また、担当者が提供前に目視点検を行うなど、慎重に対応しています。</p>